

「郵便・宅配便に関するアンケート」の結果

ヤマト運輸株式会社

1. 調査概要**①調査方法**

ヤマトビジネスメンバーズを対象として、Web上で選択式のアンケートを実施

※ヤマトビジネスメンバーズとは、弊社が展開している法人向けWebサービスにご登録いただいている会員のこと。

②調査期間

2014年3月26日～28日

※ただし、時間的制約により、26日～27日の2日間の回答データを集計した。

③回答数

1,010件

2. 調査結果

以下、「読んだ方」とは、総務省が平成15年から告示している「信書に該当する文書に関する指針」(http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/100628_01.pdf)を読んだことがある方だけを対象とした結果である。

	全 体	読んだ方
Q1 あなたは、次にあげるものについて、どれが「信書」にあたると思いますか。あてはまるものをすべてお選びください。		
1 手書きのお手紙やハガキ	38.5%	56.7%
2 会合のご案内	17.9%	32.6%
3 請求書	72.3%	87.1%
4 契約書	83.1%	92.3%
5 わからない	9.1%	1.7%
Q2 郵便物・配送物のうち、なにが「信書」にあたるかについて、総務省から「信書に該当する文書に関する指針」が平成15年より出されています。 (http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/100628_01.pdf) あなたはこのような指針があることをこれまでにご存知でしたか。		
1 知っており、読んだこともある	23.1%	100.0%
2 知っていたが、読んだことはない	29.3%	—
3 知らなかった	47.6%	—
Q3 あなたは、宅急便やクロネコメール便を発送するとき、送るものが「信書」にあたるかどうか気にすることがありますか。あなたのふだんの行動やお気持ちに最も近いものをお答えください。		
1 とても気を付けている	41.8%	70.8%
2 気をつけたいが、何が「信書」にあたるのかわからないため困っている	21.1%	16.7%
3 特に気にしていない	26.5%	9.0%
4 今後は気をつけたいと思う	10.6%	3.4%
Q4 あなたは、これまでにヤマト運輸の担当者から「信書」についての説明を受けたことがありますか。		
1 ある	40.5%	59.7%
2 ない	38.0%	26.6%
3 わからない・覚えていない	21.5%	13.7%

	全 体	読んだ方
Q5 「信書」を郵便または信書便以外の手段で送ると、送り主に懲役 3 年以下または罰金 300 万円以下が科される規定（郵便法第 4 条と第 76 条）があります。あなたはこの規定についてご存知でしたか。		
1 詳しく知っている	3.8%	12.9%
2 聞いたことがある程度	42.5%	69.5%
3 まったく知らなかった	53.8%	17.6%
Q6 引き続き、「信書」を郵便または信書便以外の手段で送ると、送り主に懲役 3 年以下または罰金 300 万円以下が科される規定（郵便法第 4 条と第 76 条）についておうかがいします。あなたは、この規定に違反する容疑で、ご自身やご自身の親類・友人・知人が警察で事情聴取を受けることになった場合、どのように思われますか。		
1 事情聴取を受けることは致し方ないと思う	14.5%	15.0%
2 事情聴取を受けることは好ましくないと思う	47.8%	45.1%
3 事情聴取を受けることには絶対反対だ	24.4%	28.3%
4 わからない	13.4%	11.6%
Q7 あなたは、次にあげる各種サービスのうち、どれが「信書」を送ることができるサービスだと思いませんか。あてはまるものをすべてお選びください。		
1 郵便	87.9%	94.0%
2 ゆうメール	18.2%	18.0%
3 ゆうパック	25.2%	24.0%
4 宅急便	29.2%	30.0%
5 クロネコメール便	9.5%	7.3%
6 特定信書事業者の輸送サービス	54.0%	57.1%
Q8 本年 3 月 12 日、総務省情報通信審議会から、「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」に関する中間答申がなされました。この中間答申について、一般の方に意見募集をしていますが、どの程度ご存知ですか。		
1 答申の内容も、意見募集のあることも知っている	0.9%	1.3%
2 答申がなされたことは知っていたが、意見募集は知らなかった	6.1%	14.6%
3 両方とも知らなかった	93.0%	84.1%
こちらの文章をよくお読みになってから、質問にお答えください。		
総務省情報通信審議会の中間答申に先立って実施された関係者ヒアリングにおいて、次のような意見が出されています。		
郵便法第 4 条に定める規制条件は、現在「信書(内容基準)」となっており、一般には分かりにくい。これを誰もが客観的に判断できるサイズという「外形基準」とするよう規制の在り方を改革すると同時に、違反した場合の送り主に対する罰則規定を廃止すべきである。		
Q9 上記の「送り主に対する罰則規定の廃止」に対して、総務省情報通信審議会の中間答申では、「信書の送達を委託する送り主の行為を禁止し、違反した場合に罰則を科すことは、制度の実効性を担保するうえで必要なものと考えられる」という見解が示されています。あなたは、この見解について、どのように思われますか。		
1 制度を守るためにには、当然だと思う	5.0%	9.9%
2 制度を守るためにには仕方がないと思うが、何が「信書」かわかりにくないので、不安を感じる	44.3%	42.1%
3 送り主への罰則は廃止すべきだと思う	35.1%	35.6%
4 わからない	15.5%	12.4%

	全 体	読んだ方
Q10 上記の意見では、罰則の適用範囲を分りやすくするために、その判断基準を現状の基準（内容物が信書にあたるかあたらないか）から、誰もが客観的に判断できる「サイズ」を基準にすることに変更し、その基準以内の配送物を送った場合に限り罰則を適用してはどうかという案が出されています。あなたは、この提案について、どのように思われますか。		
1 ぜひそうしてほしいと思う	15.0%	21.0%
2 どちらかといえば、そうしてほしいと思う	23.4%	24.9%
3 どちらともいえない	40.9%	36.9%
4 どちらかといえば、そうすべきでないと思う	6.6%	6.0%
5 そうすべきでないと思う	14.2%	11.2%

以 上